

健康・安全衛生推進体制

1. 管理部門統括取締役を健康・安全衛生推進の最高責任者とし、健康・安全衛生活動を統括する。
2. 人事部門を主管部門とし、健康・安全衛生施策の企画・運営・評価を行う。
3. 安全衛生委員会を推進組織として位置付け、健康保持増進及び労働災害防止に関する事項を審議する。
4. 産業医、衛生管理者、健康保険組合等と連携し、専門的見地から助言を受ける。
5. 管理監督者は所属員の健康状態の把握、長時間労働の抑制及び職場環境改善に努める。
6. 従業員は自身の健康保持増進に主体的に取り組み、安全で健康な職場づくりに参画する。
7. 定期的に活動状況を確認し、継続的な改善を図る。